

特定再資源化預託金等の発生状況について

(財)自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

1. 特定再資源化預託金等について

再資源化預託金等特別会計で管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等がある場合において、当該特定再資源化預託金等は主務大臣の承認を受けて指定再資源化機関等へ出えん等を行うことが自動車リサイクル法により定められている。

特定再資源化預託金等

廃車ガラが非認定解体自動車全部利用者へ引渡された(電炉・転炉等への引渡又は廃車ガラ輸出)場合、エアバッグ類が事故等で作動済みの場合、フロン類がエアコンからすべて抜けていた場合等にリサイクルが不要となり、預託されている再資源化預託金等が使用されないことが確定したもの。

2. 特定再資源化預託金等の発生状況について

平成17年5月末時点での特定再資源化預託金等残高は以下のとおり、**約352百万円**となっている。

(金額の単位:千円)

発生月	エアバッグ類		フロン類		ASR		合計金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
1月	18	34	11	23			56
2月	536	929	226	472	1,063	6,265	7,665
3月	1,375	2,372	694	1,451	7,987	46,218	50,040
4月	1,699	2,939	949	2,000	17,044	99,287	104,227
5月	1,846	3,296	6,516	13,689	29,963	173,561	190,495
累計	5,474	9,520	8,396	17,634	56,057	325,330	352,483

(注)金額は百円位を四捨五入しているため、合計金額は一致しない場合がある。

以上